

○会津美里町空き家等の適正管理に関する条例

平成26年3月19日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等及び町の責務並びに自治区の役割を明確にするとともに、空き家等が管理不全な状態になることを防止するため必要な事項を定めることにより、良好な住環境の維持及び向上を図り、安全安心な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物(既に倒壊したものを含む。)で、現に人が居住せず、若しくは使用していないもの、又は人が居住せず、若しくは使用していないものと同様の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 空き家等が、次に掲げるいずれかの状態にあり、かつ、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあるものをいう。

ア 老朽化若しくは強風、積雪その他の自然現象によりに空き家等が倒壊し、又は空き家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落するおそれがある状態

イ 空き家等に不特定の者が容易に侵入できる状態にあり、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 空き家等に草木が繁茂し、又は虫等が発生すること等により、周辺の住環境を著しく阻害するおそれがある状態

(3) 所有者等 空き家等の所有者、管理者、占有者、相続人、財産管理人その他空き家等を管理すべき者をいう。

(4) 自治区 会津美里町自治区長規則(平成17年会津美里町規則第7号)に定める自治区をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、適正な管理を行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するために、空き家等の適正な管理に関する総合的な取組を推進するものとする。

(自治区の役割)

第5条 自治区は、良好な住環境の維持及び向上に努めるとともに、町が実施する取組に積極的に協力するものとする。

(情報提供)

第6条 町民及び自治区は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、速やかに町にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第7条 町長は、前条に規定する情報提供があったとき、又は必要に応じ、空き家等の有無及びその状態並びに所有者等の所在を調査することができる。

2 町長は、前項の規定による所有者等の所在の調査において必要と認めるときは、町が他の目的のために保有する情報を調査に必要な限りにおいて使用することができる。

(助言、指導及び勧告)

第8条 町長は、前条に規定する実態調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、前項の規定により助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 町長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第9条 町長は、所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないとき又は当該勧告に係る空き家等が著しく管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(立入調査)

第10条 町長は、第8条第2項の規定による勧告又は前条の規定による命令を行うため必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表)

第11条 町長は、第9条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由がなく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 空き家等の所有者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地)

(2) 空き家等の所在地及び種別

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(応急措置)

第12条 町長は、空き家等に人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合は、その危険な状態を解消し、危害を予防するため、必要な最小限度の措置(以下「応急措置」という。)を講ずることができる。

2 町長は、応急措置を講じたときは、遅滞なくその空き家等の所有者等に通知するとともに、応急措置に要した費用を徴収することができる。

3 町長は、応急措置を講じた空き家等の所有者等又はその所在を確認することができないときは、当該応急措置の内容を公示するものとする。

(民事による解決との関係)

第13条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の所有者等と隣人その他当該空き家等が管理不全な状態にあることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。